



グリーン調達ガイドライン

Green Procurement Guideline

2022年 11月 01日 第三版

丸澤機工株式会社
品質保証部



～目次～

	(頁)
I はじめに	・・・3
II グリーン調達の考え方	・・・4
1, 目的	・・・4
2, グリーン調達とは	・・・4
3, 適用範囲	・・・4
4, お取引様への調達基準	・・・4
(1) 環境保全システムの構築	・・・4
(2) 製品含有化学物質管理システムの構築	・・・4
(3) 調達品および梱包資材に対する規制遵守	・・・4
(4) 製造工程に対する規制遵守	・・・4
III 調査依頼に対するご対応	・・・4
(1) 調査内容と提出方法	・・・5
(2) 時期と頻度	・・・5
(3) 調査回答の期限	・・・5
(4) 評価について	・・・5
(5) 不使用保証書(証明書)の提出について	・・・5
(6) 変更管理	・・・5
IV 使用禁止物質 および 管理対象化学物質	・・・5
V 不適合発生時の対応	・・・6
VI 調査内容の取り扱い	・・・6
VII 本書に関する問い合わせ先	・・・6
VIII 用語説明	・・・6
※ 改訂履歴	・・・7

I はじめに

近年、「大量生産大量消費型社会」から「循環型社会」への転換、持続可能な社会の構築に向けた取組みが急速に進み、「地球環境問題は人類共通の重要課題」との認識が高まる中で、二酸化炭素などの排出抑制による地球温暖化の防止、廃棄物の削減とリサイクルによる循環型経済社会の構築、生物多様性の保全、化学物質の管理による環境汚染の防止など、環境マネジメントシステムの運用を通し、環境に配慮した活動による社会貢献及び企業の発展など、企業の役割はますます高まっております。

丸澤機工株式会社(以下、当社という)は、環境保全活動は事業を遂行する上で重要と位置付け、環境負荷を低減した製品の提供、製品含有化学物質の適正管理による環境汚染の防止等に取り組んでいます。又製品に対する環境規制が世界的規模で強化され、従来に比べ遥かに多くの化学物質に関する含有情報を把握し、適切に管理する事を求められており、環境負荷の少ない資材の調達によって環境負荷低減を図る事が必要不可欠と考え、義務と責任を確実に履行すべく、環境負荷の少ない資材調達の活動を推進しております。

2015年に採択されたSDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)、社会課題に対する認識として、環境問題への自主的な取組みと、継続的改善を経営の重要課題として位置付けし、すべての事業活動を通じて、持続可能な社会を実現・実行の為には、お取引先様全体の低炭素・循環および環境法令を遵守し地域社会とのコミュニケーションを図り、環境保全に取り組めます。

1. 省エネルギーに配慮した取り組み
2. 産業廃棄物の減量・適正処理、リサイクルへの取り組み
3. 効率化、品質向上を目指した取り組み

循環型社会構築の一翼を担う為にも、また化学物質の法規制およびその他の要求事項の遵守を継続するには、お取引先様のご協力のもと、サプライチェーン全体での取り組みが重要となり、一層環境負荷の少ない物品の調達(グリーン調達)の重要性が高まっております。

このような背景から、当社では「グリーン調達ガイドライン」を改定し、環境に配慮した製品作りや環境を重視した事業活動をお取引様と共に推進してまいります。グリーン調達は、お取引様のご理解とご協力無くしては困難な活動ですので、ご理解とご協力を賜ります様、宜しくお願い申し上げます。

2022年 11月 01日

丸澤機工株式会社 宮城工場

取締役兼執行役員 製販統括部長(工場責任者)

総務経理部 次長(ISO管理責任者)

佐藤 浩
工藤 泰弘



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



Ⅱ グリーン調達の方考え方

1、 目的

グリーン調達の推進により、環境負荷の少ない製品の購入・製造・引き渡しを行う事で、お客様へ環境に配慮した製品をお届けし、循環型社会による地球環境の保全に寄与することを目的とします。

2、 グリーン調達とは

大気汚染防止、廃棄物削減や生物多様性の保全など、地球環境保全に寄与する活動を推進されている仕入先の皆さまから、環境負荷の少ない原材料・部品・製品・副資材等を優先的に調達する事です。

3、 適用範囲

(1) 調達品

当社が取り扱う全ての調達品を対象とします。

＊材料・部品・加工委託品(加工品・表面処理品)・工具・油脂類・梱包資材など

(2) 上記(1)項で定める調達品を納入頂く仕入先様の事業活動全般

4、 仕入先様への調達基準

当社は、以下の(1)項から(4)項の依頼事項ならびに環境保全に取り組んでいるお取引様からの購入を優先します。

(1) 環境保全システムの構築

事業活動において発生する環境負荷を低減する為の環境保全システムの構築をお願いします。

1) ISO14001の取得、又はISO14001に準拠した第三者認証制度(*)の取得

＊ISO14001に準ずる第三者認証制度:都道府県行政、財団法人、地方公共団体等が推奨する地方独自の環境認証制度。

2) ISO14001に準拠した活動

＊お取引様が、独自に運営する環境保全システム

(2) 製品含有化学物質管理システムの構築

調達品に含有される環境影響化学物質を管理、削減する為の仕組みの構築をお願いします。

(3) 調達品および梱包資材に対する規制遵守

調達品及び梱包資材に対し“Ⅳ”項で定める含有禁止物質の規制の遵守をお願いします。

＊環境省 施行法令「グリーン購入法」に基づくグリーン調達の推進

環境負荷の少ない原材料・部品・製品・梱包資材・副資材等の購入をお願いします。

① 使用禁止物質への対応・・・使用中止、代替品使用

② 使用制限物質への対応・・・含有量削減活動

③ 使用管理物質への対応・・・適正な管理実施

(4) 製造工程に対する規制遵守

製造工程において“Ⅳ”項で定める使用禁止物質を使用しないよう管理をお願いします
又、やむを得ず使用する場合は混入の無いよう管理をお願いします。

Ⅲ 調査依頼に対するご対応

調達品(原材料・部品・製品など)・梱包資材に含有する化学物質の調査、工程で使用している化学物質の調査、および、環境保全システム、製品含有化学物質管理システムなどの取り組みに対する調査に対してご回答をお願いします。

(1) 調査内容と提出方法

	要求資料	提出方法
環境保全活動	環境マネジメントシステム調査資料 ①環境マネジメントシステム及び環境管理体制調査票 ②環境保全への取り組み状況に関するアンケート ③製品含有化学物質管理・取引先調査票 ④環境側面アンケート 調査票 ⑤REACH規制の定めるSVHC 使用状況調査報告書	調査票、アンケート、報告書は、電子データ又は紙 (電子データ印でも可)
調達品の 管理対象化学物質	①調査回答ファイル(JAMP-AIS_mxl、JGPSSI_mxl) ②不使用証明書 ③SDS(MSDS) ④RoHS指定10物質 分析データ (ICPデータ、又は、SGSデータ、その他) ⑤成分解析データ (含有物質の解析結果、又は、材料証明書など)	電子データ (xlsファイル、PDFファイル等) 又は紙
製品含有化学物質 管理システム	(JAMP発行) 実施項目一覧表兼チェックシート	電子データ (xlsファイルのみ)
その他 (新規仕入先様のみ)	会社紹介資料 環境方針または指針、目標など	電子データ 又は 紙

(2) 時期と頻度

当社、環境規程に基づいて、定期的な調査のご依頼と資料回収を行います。

(3) 調査回答の期限

調査結果、要求資料及びその他アンケートの提出期限は、当社よりご依頼を差上げた日から、1ヶ月以内とさせていただきます。期限内の回答が出来ない場合は、その旨を当社 環境事務局までご連絡下さい。

(4) 評価について

提出頂いた要求資料を評価させていただきます。評価結果により仕入先様に対して、改善を要求させて頂く場合があります。

(5) 不使用保証書(証明書)の提出について

納入頂く製品及びその製品を製造する工程に対し、禁止物質の不使用(非含有)を保証して頂く為に、保証書(証明書)をご提出頂く事があります。

(状況によって、当社・顧客指定フォームでの提出をご依頼する場合があります)

(6) 変更管理

ご回答頂いた情報に変更が生じる場合は事前にご連絡をお願いします。

IV 使用禁止物質 および 管理対象化学物質

当社では、以下の規制及びガイドラインで対象となっている化学物質を、使用禁止物質及び管理対象化学物質とします。

詳細については、下記のホームページを参照願います。

「RoHS II 指令」及び「RoHS II 禁止物質10物質(EU)」

化学物質と法規制研究所 (化学物質管理の情報サイト)

<https://www.chemical-substance.com/rohs/aboutrohs.html>

「管理対象物質 Ver.(最新版)」:アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)

<https://chemsherpa.net/news/declarable>

「REACH規制」及び「REACH規則 SVHC候補物質リスト(最新版)」:経済産業省

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/reach link.html

V 不適合発生時の対応

使用禁止物質の混入など、不適合が発生した場合は、速やかに御連絡をお願いします。

VI 調査内容の取扱い

提出頂いた調査結果は、該当する製品の顧客に対する報告資料とする他は、当社の内部資料とし、仕入先様の了解無しに外部へ開示しません。

VII 本書に関する問い合わせ先

本書に関する問い合わせ先

丸澤機工株式会社 宮城工場 品質保証部 品質保証課
宮城県遠田郡美里町南小牛田塚下33
TEL 0229-33-3221 FAX 0229-33-3229

VIII 用語説明

*1 不使用保証書(証明書)

禁止物質を明確にし、仕入先様にその不使用の合意を頂く文書で、取引開始時、又は、調査依頼時に提出を要求する。

*2 REACH規制 <欧州(EU)の化学物質規制>

市場に流通する化学物質を、登録・評価・認可と言う3段階に分けて規制する事によって、リスク管理が必要な化学物質とその使用方法について制限を設ける。

*3 高懸念物質(SVHC)

高懸念物質(SVHC: Substances of Very High Concernの略)はEU-REACH規制にて、発がん性・変異原性あるいは生殖毒性のある化学物質として、認可登録すべき物質として指定されているもの

*4 AIS (Article Information Sheet の略)

JAMP(Joint Article Management Promotion-Consortium:アーティクルマネジメント推進協議会の略称)によって作成された、成形品に含有する化学物質情報を開示・伝達する為の情報伝達シート

*5 MSDSplus (Material Safety Data Sheet plusの略語)

安全データシート(Safety Data Sheet)で公表されている情報の補完を目的に、JAMPによって作成された、物質/混合物に含有する化学物質情報を伝達する為の情報伝達シート

*6 JGPSSI方式

JGP-SSI(Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative:グリーン調達調査共通化協議会の略称)によって作成された、調査対象品に含有する化学物質情報の調査ツールを用いた調査方法

*7 JAMA/JAPIA統一データシート

JAMA(Japan Automobile Manufacturers Association, Inc:一般社団法人 日本自動車工業会の略称)と JAPIA(Japan Auto Parts Industries Association:一般社団法人 日本自動車部品工業会の略称)にて合意された、製品中に含有する材料・化合物の調査に使用する帳票

JAPIAのURL : <http://www.japia.or.jp/>

版数	改定日	改訂履歴
第一版	2017年2月1日	新 規 制 定
第二版	2020年5月1日	① 組織編成に伴う、「問合せ先」等の表記 改訂 ② P5、IV使用禁止物質および管理対象化学物質 記載するリンク先URLの変更
第三版	2022年11月1日	① P3、I はじめに 環境負荷の少ない資材調達の活動の主旨、 SDGsに関する環境保全への取組みの主旨、追記 ② P3、責任者署名 新規：総務経理部 次長(ISO管理責任者) 工藤 泰弘 ③ P5、IV 使用禁止物質及び管理対象化学物質 サイトアドレス 改訂



発行元

丸澤機工株式会社
品質保証部